

1194

4.4.2



公共高第531号
平成21年 2月10日

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部長
(公印省略)

公立学校共済組合貸付規程の一部改正について（通知）

標記のことについて、平成20年6月27日及び平成20年12月26日に
公立学校共済組合貸付規程が別添1及び別添2のとおり改正されましたので、
通知します。

なお、改正の要旨は下記のとおりです。

記

1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴う変更。
2. 地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う変更。
3. 上記1の改正は、平成20年7月1日から実施する。
4. 上記2の改正は、平成21年1月1日から実施する。
5. 上記2の改正後の公立学校共済組合貸付規程の規定は、実施日以後に貸し付ける貸付けについて適用し、貸付日が実施日前である改正前の公立学校共済組合貸付規程の規定に基づく貸付けについては、なお従前の例による。

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

公立学校共済組合貸付規程（昭和 38 年 3 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規程を同表の改正後の欄に掲げる規程に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（貸付けの種類） 第 4 条 （略） （1）～（2 の 2） （略） （3） 教育貸付け 組合員、被扶養者（法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する被扶養者をいう。以下同じ。）又は被扶養者でない子、孫若しくは弟妹が学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、大学若しくは高等専門学校若しくは同法第 124 条に規定する専修学校若しくは同法第 134 条に規定する各種学校又はこれらに準ずるものとして理事長が定める要件に該当する外国の教育機関又は修学するため資金を必要とする場合 （4）～（9） （略）	（貸付けの種類） 第 4 条 （略） （1）～（2 の 2） （略） （3） 教育貸付け 組合員、被扶養者（法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する被扶養者をいう。以下同じ。）又は被扶養者でない子、孫若しくは弟妹が学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、大学若しくは高等専門学校若しくは同法第 82 条の 2 に規定する専修学校若しくは同法第 83 条に規定する各種学校又はこれらに準ずるものとして理事長が定める要件に該当する外国の教育機関又は修学するため資金を必要とする場合 （4）～（9） （略）

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(貸付限度額) 第16条 (略) 2～5 (略) 6 (略) (1)～(2) (略) (3) 育児・介護休業法第61条第7項において準用する同条第3項の規定による介護休業の承認を受けた時(組合役職員にあっては、同法第11条の規定による介護休業の申出(当該申出が同法第12条第2項において準用する同法第6条第1項ただし書に規定する介護休業の申出に該当するときを除く。)をしたとき。) (4) (略) 7～12	(貸付限度額) 第16条 (略) 2～5 (略) 6 (略) (1)～(2) (略) (3) 育児・介護休業法第61条第8項において準用する同条第3項の規定による介護休業の承認を受けた時(組合役職員にあっては、同法第11条の規定による介護休業の申出(当該申出が同法第12条第2項において準用する同法第6条第1項ただし書に規定する介護休業の申出に該当するときを除く。)をしたとき。) (4) (略) 7～12

この改正は、平成20年7月1日から実施する。

公立学校共済組合貸付規程の一部改正 新旧対照表

公立学校共済組合貸付規程（昭和 38 年 3 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規程を同表の改正後の欄に掲げる規程に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（高額医療貸付け及び出産貸付けの償還金の払込み） 第 17 条の 2 （略） 2 （略） 3 前 2 項の場合において、高額療養費又は出産費等として支給される額が貸付金に相当する金額に満たない場合は、<u>当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額等の払戻しから控除するものとし、なお残金がある場合は、その差額に相当する金額を借受人が支部長に払い込むものとする。</u>	（高額医療貸付け及び出産貸付けの償還金の払込み） 第 17 条の 2 （略） 2 （略） 3 前 2 項の場合において、高額療養費又は出産費等として支給される額が貸付金に相当する金額に満たない場合は、その差額に相当する金額を借受人が支部長に払い込むものとする。

1 この改正は、平成 21 年 1 月 1 日（次項において「実施日」という。）から実施する。

2 改正後の公立学校共済組合貸付規程の規定は、実施日以後に貸し付ける貸付けについて適用し、貸付日が実施日前である改正前の公立学校共済組合貸付規程の規定に基づく貸付けについては、なお従前の例による。